

[資料]

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

——ケベックおよびニュージーランドの立法——

大 島 俊 之

I はじめに

II ケベック新民法典(1994年)

III ニュージーランド1995年法

I はじめに

性同一性障害をめぐる重要な法的問題として、出生証書・出生証明書(国によって様々な名称がある)上の性別表記の訂正・変更に関する問題がある。この問題について、立法によって解決している国々がある。本稿は、ケベック州(カナダ)とニュージーランドの立法について翻訳・紹介することを目的とするものである。その前に、立法によって解決している国々の概要を示しておこう。

1 スウェーデン

「特定の場合における性の確認に関する1972年4月21日の法律」が施行されている。スウェーデン法については、大島俊之「性転換と戸籍訂正」法律時報55巻1号(1983年)および菱木昭八朗「スウェーデン・性の転換に関する法律」専修法学68号(1996年)を参照。

2 ケベック州(カナダ)

1994年1月1日から施行されているカナダ・ケベック州の新しいケベック民法典においては、性別表記の変更に關する規定がある(71条~73条)。この規定は、1977年から施行されていた「氏名及びその他の身分事項の変更に關する法律」の内容にわずかな修正を加えて、民法典に取り込んだものである。本稿は、ケベック新民法典の關連する規定を紹介することを目的とするものである。ケベック新民法典成立以前の状況については、大島俊之「ケベック法における氏・名・性別」大阪府立大学経済研究35巻4号(1990年)を参照。

3 ドイツ

「特定の場合における名の変更および性の確認に關する1980年9月10日の法律」が施行されている。ドイツ法については、大島俊之「性轉換と法—戸籍訂正問題を中心として」判例タイムズ484号(1983年)、石原明「性轉換に關する西ドイツの法律—その医学的ならびに法的視点」神戸学院法学13巻2号(1982年)、石原明「性轉換法の年令制限に対する違憲判決—西ドイツ」神戸学院法学13巻3号(1983年)、大島俊之「性轉換法成立(1980年)前におけるドイツ判例の轉換—連邦憲法裁判所1978年10月11日決定を契機とする轉換」神戸学院法学29巻2号(1999年)を参照。

4 イタリア

1982年4月14日の特別法で、身分証書の性別表記の訂正が認められた。多数の性同一性障害者が、共同して、ヨーロッパ人権委員会に請願したためである。「友好的解決」を求めたイタリア政府が、立法的解決をはかったのである。イタリア法については、大島俊之「イタリアの性別表記訂正法」神戸学院法学29巻3号(1999年)を参照。

5 オランダ

1985年法によって、性同一性障害者の性別表記の訂正等に関する特別

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

の規定を、民法典に挿入した。オランダ国籍を持っていない者をも対象としている点に、特徴がある。オランダ法に関しては、大島俊之「性同一性障害とオランダ法—立法的解決（1985年）前の状況」神戸学院法学 29巻4号（2000年）を参照。

6 サウス・オーストラリア州

1988年の「性再指定法」によれば、性再指定手続の完了した場合には、確認証明書が発行される。それを登録所に提出することによって、出生証明書の訂正を認められる。確認証明書は、本人が出頭して30分ほどの審査を受けて発行される。これまでに、約30人が申請して、全員が確認証明書を受けた（Finlay, *International commentaries: Legal recognition of transsexuals in Australia*, 12 *Contemp. H. L. & Pol'y.* 503, 1996）。

7 トルコ

1988年5月12日法で性別表記の訂正を認める旨の規定を民法典に挿入した（トルコは、1926年にスイス民法典を継受している）。

8 ニュージーランド

1995年法律第16号（1995年3月31日制定、1995年9月1日施行）によって、「出生、死亡及び婚姻登録法」が改正された。この規定（特に、第28条と第29条が重要）によって、性同一性障害者の出生証明書上の性別表記の訂正が可能となった。本稿は、この法律の関連する部分を紹介することを目的とするものである。

9 アメリカの状況

出生証明書の性別表記の訂正が認められるか否かは、州によって異なる。

(1) 性別表記の訂正を認める州

1966年の文献によれば、10州で性別表記の訂正が認められるとのことであった（イリノイ州、カリフォルニア州、ハワイ州、ノースカロライナ州、ヴァージニア州、ペンシルベニア州、アラバマ州、メリーランド州、テネシー州およびニュージャージー州）（*Anonymous v. Weiner* [1966] 270 N. Y. S. 2d 319）。しかし、テネシー州が挙げられている点には疑問がある。

1995年の文献では、17州において立法により性別表記の訂正が認められているとのことである（イリノイ州、アリゾナ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、ワシントンDC、ジョージア州、ハワイ州、アイオワ州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミシシッピ州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、オレゴン州、ユタ州およびヴァージニア州）（Pearlman, *Transsexualism as metaphor: The collision of sex and gender*, 43 Buffalo L. Rev. 835）。

1997年の文献では、17州（+グアム）において立法により性別表記の訂正が認められているとのことである（アリゾナ州、カリフォルニア州、ワシントンDC、ジョージア州、ハワイ州、アイオワ州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネブラスカ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、オレゴン州、ユタ州、ヴァージニア州、ウィスコンシン州およびグアム）（Storrow, *Naming the grotesque body in the "Nascent Jurisprudence of Transsexualism,"* 4 Mich. J. Gender & Law 275）。

1999年の文献によれば、次の22州において立法により性別表記の訂正が認められているとのことである（Greenberg, *Defining male and female: Intersexuality and the collision between law and biology*, 41 Arizona L. Rev. 265 (1999)）。

新しい出生証明書を発行する州　アリゾナ州、カリフォルニア州、ハワイ州、イリノイ州、アイオワ州、ルイジアナ州、ミシガン州、ミシ

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

シッピー州およびノースダコタ州。これらの州のうち、医師の宣誓供述書を要求するのは、例えば、アリゾナ州、ハワイ州、イリノイ州、アイオワ州およびノースダコタ州である。裁判所の命令を要求するのは、例えば、カリフォルニア州およびルイジアナ州である。

出生証明書の記載を訂正する州 アラバマ州、コロラド州、ワシントンDC、ジョージア州、グアム、マサチューセッツ州、ミズリー州、ニューメキシコ州、オレゴン州、ユタ州、ヴァージニア州およびウィスコンシン州。これらの州のうち、医師の宣誓供述書を要求するのは、例えば、グアムおよびマサチューセッツ州である。裁判所の命令を要求するのは、例えば、アラバマ州、ジョージア州、オレゴン州、ユタ州、ヴァージニア州およびウィスコンシン州である。

しかし、後3者の文献が挙げている州は完全には一致しない。これら両者を合わせると、次の24州+グアムにおいて立法により性別表記の訂正が認められていることになる（アリゾナ州、アラバマ州、アーカンソー州、カリフォルニア州、コロラド州、ワシントンDC、ジョージア州、ハワイ州、イリノイ州、アイオワ州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミシシッピ州、ミズリー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ネブラスカ州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、オレゴン州、ユタ州、ヴァージニア州、ウィスコンシン州およびグアム）。

(2) 性別表記の訂正を認めない州

① ニューヨーク州

ニューヨーク州高位裁判所は、1966年5月18日の判決（匿名対ワイナー事件）において、出生証明書の性別表記の訂正を認めなかった（*Anonymous v. Weiner*, 270 N. Y. S. 2d 319）。

ニューヨーク市保健局は、ニューヨーク医学アカデミーに対して、出生証明書の性別表記の訂正を認めるべきか否かについて諮問した。これに対して、同アカデミーは認めるべきではない、と答申した。このよう

な慎重な手続を経て行政当局が決定したことを尊重する、というのがニューヨーク州高位裁判所の判決である。

現在のニューヨーク州の実務では、名は変更されたものを記載し、トランスセクシュアルの場合には、性別については何も記載していない出生証明書を発行している。

なお、出生証明書の性別表記の訂正が認められないことは、他の行政文書の性別表記の訂正・変更が認められないことを意味しない。

② オレゴン州

かつては、オレゴン州最高裁も、出生証明書の性別表記の訂正を認めなかった (*K v. Health Division*, 560 P. 2d 1070)。しかし、今では、州法によって、訂正が認められている (Or. Rev. Stat. section 432. 290 (5) (1993))。

③ テネシー州

テネシー州は、立法により出生証書上の性別表記の訂正を認めない。「性転換の結果として、出生証書の原本上の個人の性別は変更されない。」 (Tenn. Code Ann. 68-3-203(d) (1996))。

アメリカ法の詳細については、大島俊之「性同一性障害と出生証明書—アメリカの判例における性別表記と名の変更」神戸学院法学30巻1号を参照。

II ケベック新民法典 (1994年)

1994年1月1日からケベック新民法典が施行されている。この新民法典の構成の冒頭部分だけを示すと、次のとおりである。性別表記の変更に關する規定は、第1編人、第3章人格権のいくつかの要素、第1節氏名、第4款性別表記の変更および第5款決定の変更に含まれている。

ケベック新民法典の第1編人

第1章 私権の享有及び行使	第1条—第9条
第2章 いくつかの人格権	第10条—第49条

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

第1節	身体権	第10条—第31条
第2節	子の権利の尊重	第32条—第34条
第3節	名誉権及びプライバシー権の尊重	第35条—第41条
第4節	死後における死体の尊重	第42条—第49条
第3章	人格権のいくつかの要素	第50条—第152条
第1節	氏名	第50条—第74条
第1款	氏名の付与	第50条—第54条
第2款	氏名の使用	第55条—第56条
第3款	氏名の変更	第57条—第70条
第4款	性別表記の変更★	第71条—第73条
第5款	決定の変更★	第74条
第2節	住所及び居所	第75条—第83条
第3節	不在及び死亡	第84条—第102条
第4節	身分登録簿	第103条—第152条
第1款	身分登録官	第103条
第2款	身分登録簿	第104条—第106条
第3款	身分証書	第107条—第128条
第1目	総則	第107条—第110条
第2目	出生証書	第111条—第117条
第3目	婚姻証書	第118条—第121条
第4目	死亡証書	第122条—第128条
第4款	身分登録簿の変更	第129条—第143条
第1目	総則	第129条
第2目	証書の調製及び記載	第130条—第140条
第3目	証書及び登録簿の訂正及び再調製	第141条—第143条
第5款	身分登録の公開	第144条—第150条
第6款	身分登録の内容及び公開に関する規定	第151条—第152条

次に関連する規定を翻訳して紹介する。

第4款 性別表記の変更

第71条 ①性器の構造的な変更又は性的な外見を変更することを目的とする医学的・外科的な処置を受けて成功した者は、出生証書中の性別表記の変更、及び希望するならば、名の変更を請求することができる。

②成年者であり、婚姻しておらず、1年以上ケベック州内に居住しており、かつ、カナダ国籍を有する者に限り、前項の請求をすることができる。

第72条 請求は、身分登録長官に対して行う。請求に際しては、理由書の他に、処置又は手術をした医師の証明書を添付しなければならない。さらに、当該処置又は手術に関与しなかった医師であって、ケベック州内で業務を行っている者によって、請求者が当該処置に成功している旨を証明する証明書を添付しなければならない。

第73条 ①性別表記の変更の請求は、氏名の変更の請求の場合と同様の手続による。また、公示その他については、氏名変更の請求の場合の規定を準用する。

②しかし、身分登録においては、出生証書だけに新しい性別を記載する。

第5款 決定の変更

第74条 氏名の付与、変更又は性別表記の変更に関する身分登録長官の決定は、利害関係を有する者の請求によって、裁判所だけが変更することができる。

III ニュージーランド1995年法

ニュージーランドにおいては、1995年法律第16号（1995年3月31日）によって、「出生、死亡及び婚姻登録法」が改正された。この規定によって、性同一性障害者の出生証書上の性別表記の訂正が可能となった。

最も重要な条文は、第28条である。また、未成年者に関する第29条の規定があることが注目される。

まず、この法律の構成を紹介する。

第1条〔名称〕

第1章 序則

第2条〔解釈〕

第3条〔本条は女王を拘束する〕

第2章 出生

第3章 氏名

第18条〔氏名の登録〕

第21条〔氏名の変更一般〕

第4章 養子

第5章 性に関する家庭裁判の宣言

第28条〔出生証明書に記載されている成年者の性に関する家庭裁判所の宣言〕

第29条〔未成年者の適切なジェンダーに関する家庭裁判所の宣言〕

第30条〔登録長官は出生登録に情報を付加することができる〕

第31条〔手続が完了しなかった場合には登録長官は記載を削除することができる〕

第32条〔他の権利には影響を与えない〕

第33条〔一般法には影響を与えない〕

第6章 死亡

第7章 婚姻

第8章 証明書

第64条〔性の指定又は再指定の後の出生証明書〕

第71条〔一応の証拠としての証明書〕

第72条〔証明書の手数料〕

第9章 閲覧

第73条〔登録簿の閲覧〕

第74条〔登録長官の索引〕

第75条〔特定された者についての閲覧のみが許可される〕

第77条〔ある者の性別表記が訂正された場合、性の指定又は再指定が登録された場合に関する閲覧の制限〕

第10章 登録長官及び登録官

第11章 雑則

第84条〔誤記の訂正〕

第85条〔家庭裁判所は困難な場合又は争いがある場合には、正しい情報について審理する〕

第87条〔宣言〕

第88条〔規則〕

第89条〔違反及び罰則〕

第91条〔手数料〕

1995年法律第16号

本法は、以下の事項について規定する。すなわち、

- (a) 出生、氏名、養子縁組、性の指定・再指定、死亡及び婚姻
- (b) 登録されている事項に関する閲覧
- (c) 出生、死亡又は婚姻に関して登録されている情報に関する証明書の記載及び効果〔1995年3月31日〕

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

ニュージーランド議会は、以下の通り制定する。

第1条〔名称〕

- (1) 本法は、「1995年出生、死亡及び婚姻登録法 (the Births, Deaths and Marriages Registration Act 1995)」として引用すべきものとする。
- (2) 本法は、1995年9月1日に発効する。

第1章 序 則

第2条〔解釈〕

本法においては、文脈から異なる意味に解釈すべき場合を除き、次のように解釈すべきものとする。

「出生証明書 (Birth certificate)」とは、次の書面を意味する。

- (a) 登録官が署名、捺印、又は署名とともに押印し、発行した書面であつて、かつ、
- (b) 登録された出生情報を含むもの。

「出生情報 (Birth information)」とは、特定の出生、若しくは出生一般に関する情報、又はそれらの出生に関する情報を意味する。

「司式者 (Celebrant)」とは、1955年婚姻法における結婚式の司式者を意味する。司式者によって挙行された婚姻に関しては、挙行した者を意味する。

「記録保管主任 (Chief Archivist)」とは、1957年記録保管法によってその地位にある者を意味する。

「コンピューター・システム (Computer system)」とは、コンピューター・システム、コンピューター及び端末を意味し、かつ、

- (a) 本法又は旧法の規定する情報を蓄積するために用いられ、
- (b) 登録長官又は登録官が使用し、
- (c) 下記の者の支配下にあるもの。

- ① 登録長官又は登録官。
- ② その他の者 (登録長官又は登録官以外の者) が、登録長官のた

めに管理し、本法及び旧法の規定する情報を蓄積したものを。

「登録次官 (Deputy Registrar-General)」とは、本法第81条第1項の規定に基づいて指名された登録次官を意味する。

「書面 (Document)」とは、どのような形式においてであれ、すべての書面を含む。写真、フィルム、テープ又は（他の装置の助けを受け、若しくは受けずに）再現することが可能な映像を内蔵するデバイスを含む。「書面の」という語も、同様の意味を持つ。

「家庭裁判所 (Family Court)」とは、1980年家庭裁判所法第4条の規定によって、家庭裁判所として知られている地方裁判所の部を意味する。

「旧法」とは、1951年出生及び死亡登録法 (the Births and Deaths Registration Act 1951), 1955年婚姻法 (the Marriage Act 1955), 又は出生、死亡及び婚姻の登録に関する法律で1955年9月1日以前に廃止されたものを意味する。

「旧養子法」とは、1908年児童法 (the Infants Act 1908), 1931年マオリ土地法, 1953年マオリ関係法, 又は養子に関する法律で1995年9月1日以前に廃止されたものを意味する。

「索引」とは、出生、婚姻又は死亡の情報に関するものを意味する。

(a) 出生、婚姻又は死亡の数に関するもの。

(b) 個々の出生、婚姻又は死亡に関するもの。

① 生まれた者の氏名、婚姻した者の氏名又は死亡した者の氏名。

② 出生、婚姻又は死亡の年月日。

③ 出生、婚姻又は死亡の場所、出生、婚姻又は死亡の登録をした場所。

④ 登録された年月日。

(c) 含まれている情報を整序したもの。

そして、索引の部分の意味する。

「医学の」とは、「心理学の」及び「手術の」という意味をも含む。

「大臣」とは、國務大臣であって、総理大臣の命令により、本法の執

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

行について責任を負う大臣を意味する。

「定められた手数料」とは、本法施行のための規則によって計算され、定められた手数料を含む。

「登録する」とは、登録すべき原因を含む。

「登録簿 (Register)」とは、

- (a) 縁組、出生、死亡又は婚姻に関するもので、本法、旧法又は旧養子法に関連する事項を、登録官（登録長官によって委託された者）が登録したものを意味する。
- (b) 本法、旧法又は旧養子法に関連する事項が（登録長官によって認められた方法で）登録されたものを意味する。

そして、「登録する」及び「登録された」というのは、上に対応する意味を持つ。

「登録官」とは、本法第81条第1項の規定する職務を行う者を意味する。登録長官および登録次官を含む。

「登録長官」とは、本法第79条第1項の規定に従って任命された登録長官を意味する。登録次官を含むものとする。

「不能」とは、死亡、不知、失踪、精神病、又は医学的な事情によって行為することが不可能なことを意味する。

第3条 本法は、女王を拘束する。

〔中略〕

第3章 氏名

第18条〔氏名の登録〕

(1) 登録官は、ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた登録に関して、氏名又は氏名の組合せの登録、削除又は訂正を行うことはできない。ただし、以下の理由により、当事者が1個の氏名のみを持つべき場合は、この限りでない。

- (a)① 氏として取り扱われるべき1つの氏が登録されており、かつ、

② 1つ又は複数の名がすでに登録されている場合、又は、
(b) 下記の者の宗教、信条若しくは文化的な伝統による場合。

- ① 満18歳以上の者、若しくはそれ以前に婚姻している者、又は、
- ② 当事者が満18歳未満の場合には、親（その生死にかかわらず）
若しくは生きていた後見人。

(2) 登録官は、公の利益から見て望ましくないと判断した場合を除き、ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた登録中に、氏名又は氏名の組合せを登録することができる。ただし、本条第1項から第3項までの規定に従わなければならない。

(3) ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた登録中に、申請された氏名又は氏名の組合せを登録することが公の利益から見て望ましくないと登録官（登録長官を除く）が判断する場合には、登録官は、登録長官に対して、当該の氏名又は氏名の組合せを通知すべきものとし、登録長官から異なる命令を受けない限り、それを登録しないことができる。

(4) 登録長官は、ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた出生登録中に、申請された氏名又は氏名の組合せを登録するものとする。ただし、当事者がそれを称することが公の利益から見て望ましくないと判断する場合は、この限りでない。

(5) ある者の出生に関して、本法又は旧法に従ってなされた出生登録中に、ある氏名又は氏名の組合せを登録することを求める申請を登録長官が却下した場合には、当事者は、登録長官から決定に関する書面による通知を受けた時から28日以内に、登録長官の最も近い事務所を管轄する家庭裁判所に対して、その決定について訴を提起することができる。

(6) 本条第5項による訴に基づいて、家庭裁判所は、当事者がある氏名又は氏名の組合せを使用することが公の利益から見て望ましくないと判断する場合を除き、登録官に対して、本法又は旧法に従ってなされた出生登録中に、当該氏名又は氏名の組合せを登録すべきことを命じるべき

ものとする。

(7) 家庭裁判所は、本条第5項の規定に基づく訴について判断する場合には、

(a) 利害関係を有すると判断する全ての者に、意見を表明する機会を与え、かつ、

(b) 適切な証拠を受理するものとする。

(8) 本条の目的に関しては、以下の場合に限り、ある者がある氏名又は氏名の組合せを使用することが公の利益から見て望ましくないものとする。

(a) 合理的な人間に損害をもたらせる場合、又は、

(b) 不合理なほど長い場合、又は

(c) 正当な事由なく、氏名が官職若しくは階級を含む場合、若しくは類似する場合。

[中略]

第21条〔氏名の変更一般〕

(1) 満18歳以上の者、又はそれ以前に婚姻している者は、登録長官の定める方式に従って、次の宣言をすることができる。

(a) 出生登録簿に登録されている氏名を放棄し、別の氏名を採用する意思、又は、

(b) 出生登録簿に登録されている氏名をすでに放棄しており、別の氏名を採用しているという事実。

(2)(a) 満18歳未満の者、又はそれ以前に婚姻していない者の後見人ら、又は、

(b) ある後見人が不能である場合には、その他の後見人、又は、

(c) 後見人の1人が申請をした場合において、家庭裁判所が、氏名の変更を許可すべきものと判断するときは、その後見人、又は、

(d) すべての後見人が不能である場合には、社会福祉長官は、登録長官の定める方式に従って、次の宣言をすることができる。

- (e) 出生登録簿に登録されている氏名を放棄し、別の氏名を採用する意思、又は、
 - (f) 出生登録簿に登録されている氏名をすでに放棄しており、別の氏名を採用しているという事実。
- (3) 出生証明書、又は出生の地及び年月日を証明するものとして登録長官が認めたその他の証明書とともに、(必要な場合には)定められた手数料を支払って、登録長官に対して、次のものを提出することができる。
- (a) 本条に関する宣言、又は、
 - (b) 氏名の変更を証明するために、本法施行の前に作成された平型捺印証書 (deed poll)、又は、
 - (c) 本法施行の前に、最高裁判所の事務局に提出され、同裁判所の登録官によって認証された平型捺印証書の謄本。
- (4) 当事者が満16歳以上である場合において、本条第3項の規定する宣言をするときは、氏名の変更についての当事者の書面による同意を要する。
- (5) 出生が登録されている者に関して、本条第3項に従って、宣言(必要な場合には、書面による同意を得て)、平型捺印証書、同証書の謄本が登録長官に提出された場合には、登録長官は、可及的速やかに、本法又は旧法に基づいて出生が登録されている者について、宣言又は証書に記載されている新しい氏名を登録すべきものとする。
- ただし、本法第18条及び本条第6項の規定に従わなければならない。
- (6) 婚姻の際に使用を開始した氏(本法又は旧法に基づいて登録された氏とは異なる氏)を放棄し、元の氏の使用を再開した場合には、登録長官は、本条第5項に従って行為することができない。
- (7) 登録長官は、本条第3項の規定に従って提出された証明書又は証拠については、申請者の選択に従い、返還又は破棄するものとする。

[中略]

第5章 性に関する家庭裁判所の宣言

第28条〔出生証明書に記載されている成年者の性に関する家庭裁判所の宣言〕

(1) 家庭裁判所は、満18歳以上の者の申請に基づき、申請者について発行される出生証明書上においては、申請書に記載された性（本条第3項においては、「指定された性 (the nominated sex)」という）に属する者として表記すべきことを宣言することができる。

ただし、本条第3項の規定に従わなければならない。

(2) 裁判所は、登録長官、宣言について利害関係を有する者、又は影響を受ける可能性があると判断する者に対して、申請書の写しを送付するものとする。

(3) 裁判所は、以下の要件を満たす場合に限り、宣言をすることができる。

(a) 申請者の出生に関して、次のように登録されている場合。

- ① 申請者が指定された性とは異なる性に属する者として登録されている場合、又は、
- ② 申請者の性が判定されていないと登録されている場合、又は、
- ③ 申請者の性に関して何も登録されていない場合。

(b) 申請者が指定された性に属していないが、

- ① 申請者が、指定された性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持ち、かつ、それを維持していこうとする意図を有し、かつ、
- ② 指定された性を申請者の出生証明書に表記することを希望する場合。

(c) 以下の各号のいずれかに該当すること。

- ① 専門的、かつ、医学的な証拠によれば、申請者が、
 - (A) 指定された性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持っていること（又は常に有していること）、及び、

- (B) 申請者が、出生当時の性器及び身体の状態を、指定された性と調和させるために、医学的に望ましいと考えられる治療をすでに受けていること、及び、
 - (C) すでに受けた医学的な治療の結果として、今後も指定された性に属する者としてのジェンダーを維持するであろうこと。
- ② 本条の目的（詳細については、大臣が官報において告知する）に関して、申請者を指定された性に属する者とする性の指定又は再指定が、州法に従って、すでに登録され、又は承認されていること。

第29条〔未成年者の適切なジェンダーに関する家庭裁判所の宣言〕

(1) 裁判所は、満18歳未満であり、かつ、婚姻していない者（本条第3項においては、未成年者という）について、後見人の申請に基づき、次のことを宣言することができる。

- (a) 当該未成年者の最善の利益のために、申請書に記載された性（本条第3項においては、指定された性という）に属する者として養育すべきこと、及び、
- (b) 当該未成年者に関して今後発行される出生証明書に、申請書に記載された性に属する者として表記すべきこと。

ただし、本条第3項及び第4項の規定に従わなければならない。

(2) 裁判所は、登録長官、宣言について利害関係を有する者、又は影響を受ける可能性があると判断する者に対して、申請書の写しを送付するものとする。

(3) 家庭裁判所は、以下の要件を満たす場合に限り、宣言をすることができる。

- (a) 未成年者の出生が、本法に従って登録することができるが、まだ登録されていない場合、又は出生登録簿にすでに次のように登録されている場合。

① 当該未成年者が指定された性とは異なる性に属する者として登

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

録されている場合、又は、

- ② 当該未成年者の性が判定されていないと登録されている場合、
又は、

- ③ 当該未成年者の性に関して何も登録されていない場合。

(b) 当該未成年者が指定された性に属していないが、

- ① 後見人が、指定された性に属する者として養育していこうとする意図を有し、かつ、
② 指定された性を当該未成年者の出生証書に表記することを希望する場合。

(c) 専門的、かつ、医学的な証拠によれば、当該未成年者が、指定された性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持ち、かつ、それを維持するために未成年者にとって合理的に必要と判断される医学的な治療を、

- ① すでに受けている場合、又は
② 裁判所が宣言をすれば、受けるであろう場合。

(d) 専門的、かつ、医学的な証拠によれば、当該未成年者の身体的な調和、性腺及び性器の発達により、(まだ受けていない医学的な治療を受ければ) おそらく当該未成年者が、(医学的な関与を受けて、又は受けずに) 指定された性ではない性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持つ可能性よりも、指定された性に対応するジェンダー・アイデンティティーを持ち、かつ、それを維持する可能性の方が高いと思われる場合。

(4) 宣言においては、まだ受けていない治療であって、裁判所の判断によれば(専門的、かつ、医学的な証拠に従って)、未成年者が指定された性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持ち、かつ、それを維持するために未成年者にとって合理的に必要と判断される医学的な治療を(事情からして可能な限り明確に) 指定すべきものとする。

第30条〔登録長官は出生登録に情報を付加することができる〕

(1) 出生登録に関する宣言が、本法第28条又は第29条の規定に従って、登録長官に提出された場合には、登録長官は、(必要な場合には)定められた手数料を受領して、本法又は旧法に従った登録中に、当該人物が指定された性に属する旨の登録をすることができる。ただし、本条第2項の規定に従わなければならない。

(2) 登録長官は、当該人物が指定された性と同性の者と婚姻している場合には、本条第1項の規定に従って登録をすることができない。

第31条〔手続が完了しなかった場合には登録長官は記載を削除することができる〕

以下の場合には、登録長官は、登録された記載を削除することができる。

- (a) 本法又は旧法に従って行われたある者の出生登録に、本法第30条の規定に従って、その者がある性に属する者として記載され、かつ、
- (b) その登録が、本法第29条の規定に基づいて、登録長官に宣言が提出された後に行われたものであり、かつ、
- (c) 家庭裁判所が、その宣言中において、その者がある性に属する者としてのジェンダー・アイデンティティーを持ち、その維持のために合理的に必要と判断される医学的な治療を指定し、かつ、
- (d) 当該人物が指定された医学的な治療、又は同じ効果を持つ治療を実施しなかったことを証明する医学的な証拠が登録長官に提出された場合。

第32条〔他の権利には影響を与えない〕

本法第28条から第31条までの規定は、下記の権限を制限せず、またいかなる影響も与えない。

(a) 下記の事項に関して、

- ① 人の性に関する誤記
- ② 人の性が特定されていないという記載

人の性の関する記載を訂正することについて、本法第84条第2項が規

定している登録長官の権限。

- (b) 登録されている人に関して性についての記載が全く欠落している場合に、正しい記載をすることについて、本法第84条第3項が規定している登録長官の権限。

第33条〔一般法には影響を与えない〕

本章に規定にかかわらず、すべての人の性 (sex) は、今後もニュージーランドの一般法に従って決定される。

〔中略〕

第6章 死亡〔略〕

第7章 婚姻〔略〕

第8章 証明書

第64条〔性の指定又は再指定の後の出生証明書〕

(1) 本法第30条の規定に従って、ある者がある性に属するものとして登録された場合には、その出生証明書には、

- (a) 当事者がある性に属するものとして登録された後に、新しい氏名がその者の出生登録簿に登録された場合には、その氏名が出生の時の氏名であるかのように表記すべきものとする。また、
- (b) 当事者が常に同じ性であったかのように性を表記すべきものとする。また、本項(a)号の規定に従わなければならない。かつ、
- (c) それ以外の表記をしてはならない。

(2) ある者の出生登録に関して、登録長官が、本法第30条の規定に従って、ある者がある性に属するものとして登録した場合において、その登録の前に、新しい氏名が登録されており、その氏名がその後に登録長官が本法第30条の規定に従って登録した性と調和するときは、当事者は、今後発行されるべき出生証明書上に表記すべき氏名（ある者の出生に関して本法又は旧法に基づいて登録された氏名を含む）を指定するものと

する。

(3) 本条第2項の規定に従って今後発行される全ての出生証明書においては、

(a) 指定された氏名が、出生の時の氏名であるかのように表記すべきものとする。また、

(b) 当事者が常に同じ性であったかのように表記すべきものとする。

かつ、

(c) それ以外の表記してはならない。

(4) 本法又は旧法に従った登録中に、本条第30条の規定に従って、ある者がある性に属する旨の登録された場合において、その登録に通し番号が付されているときは、出生証明書には、その登録が以前からなされていたかのように表記すべきものとする。また、本条第1項から第3項までの規定に従わなければならない。

〔中略〕

第71条〔一応の証拠としての証明書〕

出生証明書、死亡証明書又は婚姻証明書は、表記されている事項について、一応の証拠 (prima facie evidence) としての効力を有する。

第72条〔証明書の手数料〕

出生証明書、死亡証明書又は婚姻証明書を取得する前に、定められた手数料を支払わなければならない。

第9章 閲覧

第73条〔登録簿の閲覧〕

登録官は、申請がある場合には、手数料の受領と引換えに、

(a) 登録官の使用するコンピューター・システムに登録されている全ての登録を閲覧させる。

(b) 情報のプリント・アウトしたものを交付する。

(c) 本法又は旧法に基づいて、登録官の事務所において保管している

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

文書（索引を除く）を閲覧させる。

(d) その文書を調査することを許可する。

(e) その文書の写しを交付する。

ただし、第75条から第78条までの規定に従わなければならない。

第74条〔登録長官の索引〕

(1) 登録長官は、次の索引を保持する。

(a) コンピューター・システムに記録されているすべての情報に関する索引。

(b) 本法又は旧法に基づいて登録された情報を含む文書（記録保管主任に送付された文書を含む）の索引。

(2) 登録長官は、申請がある場合には、手数料の受領と引換えに、次の索引を交付する。

(a) 索引の全部又は一部（養子縁組、性の指定又は再指定に関して本法に基づいて登録されたもの、及び本法第65条が適用された者の氏名に関するものを除く）のプリント・アウトしたものを提供する。

① コンピューター・システム内に保存されているもの、又は、

② 本条第1項又は旧法の類似した規定に基づいて、文書の形式で保存されていたもので、後にコンピューター・システムに記録されたもの。

(b) 本条第1項又は旧法の類似した規定に基づいて、登録長官の下で用意され、規制され、書面の形式で保存されている索引（養子縁組、性の指定又は再指定に関して本法に基づいて登録されたもの、及び本法第65条が適用された者の氏名に関するものを除く）の全部又は一部の写し。

第75条〔特定された者についての閲覧のみが許可される〕

(1) 登録官は、次の場合を除き、登録及び文書を閲覧し、又は調査することを許可することができない。また、情報のプリント・アウトしたものの若しくは文書の写しを交付することはできない。ただし、本法第74条

第2項の規定する場合は、この限りでない。

- (a) 氏名を特定した者について、登録長官が認めた方法及び時間内に、登録を閲覧すること、かつ、
 - (b) 定められた費用を支払うこと、かつ、
 - (c) 氏名を特定した者の出生、死亡若しくは婚姻、又はこれらに関連する情報又は書面の閲覧。
- (2) 本条第1項の禁止する調査であっても、登録長官は、特別の命令によって、登録官に対して、次の者に許可すべき旨を命じることができる。
- (a) 政府のために活動する者、又は統計、健康、人口学の調査のための資料収集を行う個人若しくは団体であり、かつ、
 - (b) 個人に関する情報の調査を目的とせず、それを保存しない場合であって、かつ、
 - (c) 公の利益のために行う場合。
- (3) (本法第76条第3項(d)号の目的のために) ある者の死亡を確認するために、調査をする場合には、
- (a) 登録官は、定められた手数料を受領し、氏名を特定した養子の養親又は実親の状況を開示することができる。ただし、
 - (b) 登録官は、その者に関する文書を調査することを許可することができない。また、情報のプリント・アウトしたもの若しくは文書の写しを交付することもできない。ただし、本条第1項の規定する場合は、この限りでない。

第76条 [略]

第77条 [ある者の性別表記が訂正された場合、性の指定又は再指定が登録された場合に関する閲覧の制限]

- (1) 本条において、「出生情報」とは、本法又は旧法に従って登録された個人の出生に関する情報をいう。
- (2) 本項は、次の場合の情報に関して適用する。
 - (a) ある者の性に関する出生情報。本法第84条又は旧法の関連する規

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

定に従って、後に性が訂正された場合。又は

- (b) 本法第84条又は旧法の関連する規定に従って、ある者の性に関連する出生情報が訂正されたことに関連する情報。
- (3) 本項は、次の場合の情報に関して適用する。
 - (a) 人の氏名を特定することは、次の場合には出生情報である。
 - ① ある者の性に関する情報が登録された後に、本法第84条若しくは旧法の関連する規定に従って訂正された場合であり、かつ、
 - ② 上の訂正がなされた後に、その者が採用した新しい氏名が出生情報として登録された場合。又は、
 - (b) 本法第84条の規定に従って、ある者の性に関連する出生情報が訂正された後に、その者が採用した新しい氏名の登録に関する情報。
- (4) 本項は、次の場合の情報に関して適用する。
 - (a) ある者の性が指定されていないことは、出生情報である。本法第5章の規定に従って、その者がある性に属するものとして登録された後には、それも出生情報である。
 - (b) ある者の登録されている出生情報が性に関する情報を含んでおらず、本法第5章の規定に従って、後にその者がある性に属するものとして登録された場合には、その事実は出生情報である。
 - (c) ある者がある性に属するものとして登録されていたが、後に本法第5章の規定に従って、その者が他の性に属するものとして登録された場合には、その事実は出生情報である。
 - (d) ある者がある性に属するものとして登録されていたが、後に本法第5章の規定に従って、その者が他の性に属するものとして登録された場合には、当初の出生登録は出生情報である。
 - (e) ある者の氏名を特定することは、次の場合には出生情報である。
 - ① ある者がある性に属するものとして登録された後に、本法第5章の規定に従って他の性に属するものとして登録された場合において、新しい氏名が登録された場合。及び、

- ② 出生情報が登録された後に、その出生情報に含まれている氏名ではない氏名が、本法の規定に従って登録された場合。又は、
- (f) ある者がある性に属するものとして登録された後に、本法第5章の規定に従って、その者が当初に登録されて性とは異なる性に属するものとして登録された後に、その者が採用した新しい氏名が登録された場合。
- (5) 登録長官以外の者は、本条第2項、第3項又は第4項の規定する情報を含む文書を閲覧することを許可することができない。また、その文書のプリント・アウトしたもの若しくはその写し、又はその情報をプリント・アウトしたものを交付することはできない。
- (6) 登録長官は、次の場合に限り、本条第4項の規定する情報を含む文書の調査をすることを許可することができる。また、その文書のプリント・アウトしたもの若しくはその写し、又はその情報をプリント・アウトしたものを交付することができる。
- (a) ある者が自分自身の情報を調査する場合、又は、
- (b) ① 財産又は信託の管理に関連する目的のために、文書を調査し、そのプリント・アウトしたもの若しくはその写しを欲する場合であり、かつ、
- ② その者が、遺言執行者、遺産管理人又は信託受託者であり、かつ、
- ③ 当該情報がその目的のために重要である場合。又は、
- (c) ① 予定している婚姻が男女間の婚姻であるか否かについて調査する目的で、文書を調査し、そのプリント・アウトしたもの若しくはその写しを欲する場合であり、かつ、
- ② その者が、司式者又は登録官であり、かつ、
- ③ 当該情報がその目的のために重要である場合。
- (7) 登録長官は、次の場合に限り、本条第3項又は第4項の規定する情報を含む文書の調査をすることを許可することができる。また、その文

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

書のプリント・アウトしたもの若しくはその写し、又はその情報をプリント・アウトしたものを交付することができる。

(a) ある者が自分自身に関連する情報を調査する場合。

(b) 当該者の出生から120年以上が経過している場合。

(8) 本条第6項及び第7項に規定する場合を除き、登録長官は、本条第2項、第3項又は第4項の規定する情報を含む文書の調査をすることを許可することができない。また、その文書のプリント・アウトしたもの若しくはその写し、又はその情報をプリント・アウトしたものを交付することができない。ただし、家庭裁判所、地方裁判所又は最高裁判所が、次の目的のために、命令した場合を除く。

(a) 偽りの供述をしたことに対して訴追することを目的とする場合、又は、

(b) 婚姻の有効性に関する問題について調査する場合、又は、

(c) 本法第28条の規定に従って登録された情報の真偽について調査する場合、又は、

(d) その他特別の事由がある場合。

(9) 本法の規定にかかわらず、ある者の同一性を確定することに利益を有する政府の公務員に対しては、登録長官は、次の事実を開示することができる。

(a) ある者の性が指定若しくは再指定されたことが、本法第28条の規定に従って登録されたという事実、又はある者の出生情報に関する登録が本法第84条の規定に従って訂正されたという事実。

(b) その当時の氏名。

(c) 後にその者が後に採用した新しい氏名。

〔中略〕

第10章 登録長官及び登録官〔略〕

第11章 雑則

第84条〔誤記の訂正〕

- (1) 登録官は、本法又は旧法に基づいて登録された事項に事務的な誤りがあると判断する場合には、それを訂正し、その誤り及び訂正について、登録長官に報告するものとする。
- (2) 本法又は旧法に基づいて登録された情報が誤りである場合には、登録長官は、それを削除させ、(登録長官の有している情報が正しいと判断する場合には) それに代えて、正しい情報の登録をさせる。
- (3) 登録長官の有している情報が正しく、登録すべきものであるにもかかわらず、本法又は旧法に基づいて登録されていない場合には、登録長官はその登録をさせる。
- (4) 本条の目的とする事項が満たされる前には、登録長官は、問題の状況に関する宣言を求め、その他適切と考える証拠を提出させるものとする。

第85条〔家庭裁判所は、困難な場合又は争いがある場合には、正しい情報について審理する〕

- (1) 本法第84条の規定する何らかの事項について不確定である場合には、登録長官は、登録長官の事務所から最も近い家庭裁判所に対して、その判断を求めるべきものとする。
- (2) 本法第84条の規定する何らかの事項について、本法第84条の規定に従って、登録長官に何らかの行為を求める者は、登録長官の事務所から最も近い家庭裁判所に対して、その判断を求めるべきものとする。
- (3) 本条に関する申請を受理した家庭裁判所は、本法第84条の規定にかかわらず、下記の行為をした後に、登録長官がどのような行為をすべきかについて判断すべきものとする。
 - (a) 裁判所が適切と考える事項について、当事者を審問すること、及び、
 - (b) 裁判所が適切と考える証拠の提出を求めること。

〔中略〕

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

第87条〔宣言 (Statutory declarations)〕

本法及び1955年婚姻法 (the Marriage Act 1955) の目的に関してなされた宣言に関して、登録長官及び登録官は、1957年宣誓及び宣言法 (the Oaths and Declarations Act 1957) の第9条の意味における宣言を受領する権限を与えられた者とみなす。

第88条〔規則〕

- (1) 登録長官は、枢密院令 (Order in Council) によって、規則を定める。
 - (a) 本法の目的に関して支払うべき手数料の額。
 - (b) 本法の適切な執行及び監督のために必要と考える事項。
- (2) 本法第1項の規定に従って定められて規則は、統計処理のために必要な事項についても定めることを要する。

第89条〔違反及び罰則〕

- (1) 次の者は、犯罪を犯したものとする。
 - (a) 本法において登録すべき事項について、故意に偽りの登録をさせた者。
 - (b) ある者 (登録官を除く) が、登録官の許可なく、故意に電子的に蓄積された機器を支配し、又はアクセスし、次のことを行った場合 (機器のプログラム、基本装置、若しくは機器に変更又は損害を与えた否かを問わない)。
 - ① 機器に蓄積されている情報を削除若しくは変更したとき、又は、
 - ② 削除若しくは変更すべき情報を蓄積したとき、又は、
 - ③ 機器に新たな情報 (正しいものであれ、間違っているものであれ) を蓄積したとき、又は、
 - ④ 機器に新たな情報 (正しいものであれ、間違っているものであれ) を蓄積することを許したとき。
- (c) 登録官が、本法の規定に従わずに、故意に次の行為を行ったとき (機器のプログラム、基本装置、若しくは機器に変更又は損害を与えた否かを問わない)。

- ① 機器に蓄積されている登録情報を削除したとき、若しくは変更したとき、又は、
 - ② 機器に蓄積されている登録情報を削除すること、若しくは変更することを許したとき、又は、
 - ③ 登録長官のために電子的に登録されている機器に、新たな情報（正しいものであれ、間違っているものであれ）を蓄積したとき、又は、
 - ④ 登録長官のために電子的に登録されている機器に、新たな情報（正しいものであれ、間違っているものであれ）を蓄積することを許したとき。
- (d) 本法の規定（証拠の提出を求める規定を除く）に違反する行為、又は従わない行為。
- (e) 本法の規定する情報を提供することを拒否し、又はそれを教唆する行為。
- (f) 登録官が、
- ① 本法若しくは旧法に従って登録された書面の全部若しくは一部を過失により紛失したとき、又は毀損したとき、又は、
 - ② 上記の書面を毀損することを過失によって許したとき、又は、
 - ③ 本項(c)号に規定する行為を過失によって行ったとき。
- (2) 本条第1項(a)号、第1項(b)号又は第1項(c)号の規定に違反して犯罪を犯した者は、2年以下の自由刑に処する。
- (3) 本法に違反する犯罪を犯した者は（本条第1項(a)号又は第1項(b)号に違反した場合を除く）、略式手続（summary conviction）により、次の額を越えない罰金に処する。
- (a) 本法第42条の規定に違反した場合には、2000ドルとする。
 - (b) 本法第41条の規定に違反した場合には、1000ドルとする。
 - (c) 以下の場合には、500ドルとする。
 - ① 本法第41条又は第42条以外の規定に違反したとき、又は、

性同一性障害と性別表記の変更・訂正

① 本条第1項(d)号から(f)号までの規定に違反したとき。

(4) 1961年犯罪法 (the Crimes Act 1961) の第150条の規定を適用する。

第90条〔略〕

第91条〔手数料〕

(1) 本法又はその他の法律において手数料を支払うべきものと規定されている場合には、登録長官又は登録官は、手数料の支払いがあるまで、行為することを拒絶することができる。

(2) 本法の規定にかかわらず、登録長官（登録長官が許可した場合には、登録官も）、以下の行為をすることができる。

(a) 本法において支払うべきものと規定されている手数料の全部又は一部を免除することができる、又は、

(b) 本法において支払うべきものと規定されている手数料の全部又は一部を返還することができる。

(3) 本法の規定にかかわらず、当事者の死亡後10年間については、本法第50条の規定に基づいて登録された情報を含む書面を調査すること、その情報のプリント・アウトしたものを請求すること、又は写しに関しては、手数料の支払いを要しない。